

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

湊町リバープレイス水位計修繕(緊急)

2. 契約相手方

JFE アドバンテック (株)

3. 随意契約理由

今般、湊町リバープレイスに設置している水位計を調査したところ検出器の故障により、正確な水位が計測できていないことが判明した。

当該機器は、道頓堀川の水位を計測し、水位の上昇などを把握することで、事前に河川の氾濫を予測するために設置している装置であるが、検出器が故障し正確な計測ができない状態となった為、早急に修繕を行うものである。

本設備の機能回復並び修繕後の性能を維持させるためには、製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が不可欠である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び 5 号

5. 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当)

随意契約理由書

1 修繕名称

南港中央公園給水管漏水（その4）修繕（緊急）

2 契約相手方

中央設備株式会社

3 随意契約理由

今般、南港中央公園、多目的広場トイレピット内においてトイレ施設などへ配水している給水管とトイレに隣接する給水管バルブが破損し、漏水していることが判明したものである。

このため、一時的にポンプ設備の作動を停止して止水している状態であるが、バーベキュー場と多目的広場横のトイレが利用できない状態になっており、利用者に支障となるだけでなく不衛生なため、至急、修繕の必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

長居公園事務所

随意契約理由書

1. 案件名称

活マウスほか 15 点下半期概算買入

2. 契約の相手方

満潮鮮魚 奥野義彦

3. 随意契約理由

本件は、天王寺動物園の動物用飼料である「活マウス、ヒヨコ、シシヤモ、イワナ、アマゴ、オイカワ、カワムツ、モロコ、機能性飼料、ビタミン・ミネラル飼料添加物、並塩、原塩、スポーツ飲料、大豆、煮干し、コイ」を購入するものです。

活マウスは爬虫類に、ヒヨコは小型中型肉食動物に、シシヤモはペンギン類の繁殖をすすめるための栄養状態改善に、イワナ等の淡水魚は両生類爬虫類に、機能性飼料は草食動物の消化機能の改善に、ビタミン・ミネラル飼料添加物・塩類は草食動物の栄養状態の改善に、スポーツ飲料はチンパンジーへの投薬のため、大豆はサル類やクマ類への環境エンリッチメントのため、煮干しはサル類へのカルシウム補給のため、コイはホッキョクグマおよび爬虫類へ給餌する品目であり、これらの動物の健康を維持するために欠かせないものです。

上記案件については、事後審査型制限付一般競争入札で令和元年8月1日公告し、令和元年8月28日に開札を行いました。不調となりました。

上記製品は動物飼育をするにあたって必要不可欠なものであるため、契約を途切れさせることはできないうえ、再度の入札に付する時間的余裕もありません。

以上の理由により、履行実績及び価格等を勘案のうえ調査したところ、現在契約中である業者において対応可能であると確認できたため、上記業者と随意契約を依頼します。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号

5. 担当部署

天王寺動物公園事務所 管理課

随意契約理由書

1. 案件名称

青草ほか2点下半期概算買入

2. 契約の相手方

有限会社クローバーリーフ

3. 随意契約理由

本件は、天王寺動物園の動物用飼料である「青草、生竹、樹枝葉」を購入するものです。

これらの飼料は、草食動物において主食となる品目となっており、これらの動物の健康を維持するために欠かせないものです。

上記案件については、事後審査型制限付一般競争入札で令和元年8月1日公告し、令和元年8月28日に開札を行いました。が、不調となりました。

上記製品は動物飼育をするにあたって必要不可欠なものであるため、契約を途切れさせることはできないうえ、再度の入札に付する時間的余裕もありません。

以上の理由により、履行実績及び価格等を勘案のうえ調査したところ、現在契約中である業者において対応可能であると確認できたため、上記業者と随意契約を依頼します。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号

5. 担当部署

天王寺動物公園事務所 管理課

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

本物品は、大阪市営駐車場の利用料金徴収時に大阪市駐車場共通プリペイドカードを読み取るためのカードリーダー機器である。本機器の法定耐用年数は5年であるが、安土町地下駐車場において既に設置後10年以上が経過し、機器自体の経年劣化による大阪市駐車場共通プリペイドカードの読み取り不良等が発生し、駐車場利用客に多大な迷惑をかけている。

したがって、駐車場運営や駐車場利用客の円滑な運用を維持するため、本機器の買入れを行うものである。

本機器については、大阪市駐車場共通プリペイドカードを導入するにあたりオムロン株式会社の独自技術にて開発されたものであり、当該会社の製品でなければ現在のプリペイドカードが使用できないため、他社からは調達することができない。

なお、本機器の製作および販売は、オムロン株式会社より上記業者に平成14年から駐車場設備事業の営業権を譲渡されている。

以上のことから、本機器の製作および販売が出来る業者は上記業者のみであるため、随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局道路部調整課